

【ポスター発表】

市町村における女性支援の向上にむけた支援理論の必要性

ーその背景からソーシャルワーク実践の検討へー

○ 奈良教育大学／大阪府立大学客員研究員 岩本 華子 (6144)

増井 香名子 (新見公立大学／大阪府立大学客員研究員・7166)

キーワード：女性相談・市町村・支援研究

1. 研究目的

2015年国連サミットで採択されたSDGs 17目標の一つに「ジェンダー平等」が掲げられ、すべての女性と女児のエンパワーメントが国際的な重要課題の一つになった。わが国では女性の貧困や配偶者等パートナーからの暴力被害、性被害、脆弱な家族に育った若年女性等、これまで十分に可視化・問題化されてこなかった諸問題が明らかになっている。これら諸問題は女性の生命及び人権にかかわる重要な問題であり女性の活躍を推進するためにも、またジェンダー平等を実現していくためにも、困難な状況におかれている女性への支援の底上げは急務である。わが国における女性への福祉的支援の枠組みは様々な困難さを抱える女性に対応できておらず、制度の谷間におかれた女性や婦人保護事業からもれていく女性といった「制度からこぼれおちる女性たち」(湯澤・戒能・堀 2013)を生み出していることが指摘されている。このような現状を受けて、国レベルにおいても平成24年度に婦人保護事業等の課題に関する検討会が開催され、平成30年度からは「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」(以下、検討会)において、さらなる検討が進められているところである。また、困難な問題を抱える女性も含め住民のセーフティネットとして基礎自治体である市町村の役割は大きいといえる。以上をもとに本研究では、現在の女性支援における市町村の役割を整理した上で、国レベルでの検討内容を踏まえ、女性支援に関する研究課題の検討を行うことを目的とする。

2. 研究の視点および方法

はじめにわが国の女性に対する福祉的施策に関わる法律・通知の整理を行う。次に女性支援における市町村の現在の役割を整理する。さらに国の検討会資料をもとに今後市町村に求められる役割を確認した上で、市町村における女性への支援に関する先行研究の検討を行う。かかる整理および検討をもとに、今後の市町村における女性支援に関する研究上の課題抽出を行うこととする。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会研究倫理規定を遵守して実施した。本研究は資料・文献等を用いた研究を行うため、特に先行研究の検討に際して、自説と他説の峻別を行う。

4. 研究結果

(1) わが国の女性支援に関わる法律・通知の整理

わが国の女性への福祉的施策には婦人保護事業を規定している売春防止法がある。ほかには、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法）やストーカー行為等の規制等に関する法律、人身取引対策行動計画に基づく通知がある。このようにさまざまな法律・通知があるが、女性への福祉的支援は売春防止法の対象者（「要保護女子」）を後付け的に拡大解釈し対応してきたことから、上述したように「制度からこぼれおちる女性たち」（湯澤・戒能・堀 2013）を生み出している状況である。

(2) 女性支援における現在の市町村役割の整理

市町村は住民への相談対応と婦人保護事業を利用する際の窓口でもあるため、「支援の入り口」の役割とともに、婦人保護事業の利用後や利用に至らない人への「地域生活支援」を担う重要な役割を有している。しかしながら市町村の課題として、売春防止法に市区町村の責務と役割について規定がないため、女性への福祉的支援に対応する相談員として売春防止法に基づく市区の婦人相談員の配置が進んでいないこと、および、女性が中長期的に地域生活に必要な支援を利用できる体制にないことが指摘されている（「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」ワーキングチーム 2018）。

(3) 国の検討会における市町村に関する検討内容

検討会では、婦人保護事業における都道府県と市区町村の位置付けおよび役割分担に関する検討の必要性が挙げられている。また婦人相談員の配置のあり方や市区町村が行う業務の範囲等についても検討対象に挙げられている。また、これまでの婦人保護事業の検討の中で策定された「婦人相談員相談・運営指針」（2015）では婦人相談員の役割をソーシャルワーカーと明記し、女性支援におけるソーシャルワーク実践が期待されている。

5. 考察

これまで女性に対する福祉的施策は婦人相談所等都道府県中心に行われてきたといえるが研究結果からは今後は市町村の役割が明確化される可能性や婦人相談員にソーシャルワーク実践が期待されていることが示された。婦人相談員による支援に関してはDV防止法を中心に整理や紹介が行われている（堀 2008、原田 2013、高瀬 2013）が、市配置の婦人相談員に焦点付けた研究は岩本ら（2017）のDV被害者支援の研究のみである。また市町村の女性相談窓口の支援内容に焦点づけた研究も青柳（2007）や岩本ら（2019）のみであり、市町村における女性支援に関する研究は十分とはいえない状況である。今後市町村において女性支援がその業務として明確に位置づいた際に、困難な状況におかれている女性のニーズに応じた適切な支援が行われるためにも、また支援の質の地域差を限りなく少なくするためにも、支援向上にむけて市区配置の婦人相談員の相談対応実態の把握並びにソーシャルワーク実践の展開にむけた支援モデルや支援理論の構築が必要であるといえる。